

第75号議案

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第
4号）の一部を次のように改正する。

別表第1同あやせ保育園の項中「足立区東綾瀬一丁目5番17号」を
「足立区東綾瀬二丁目9番18号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年9月3日から施行する。

（提案理由）

あやせ保育園の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。